

病院統合再編

運営を行う新法人の理事会などについて

●お問い合わせ／市企画調整課企画調整係 ☎26-5704

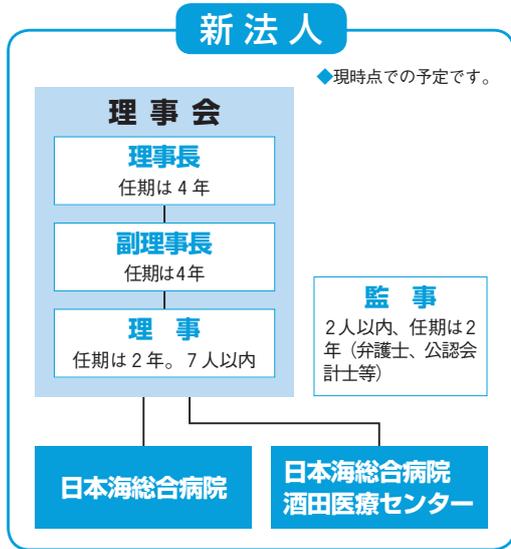
8月18日に統合再編病院を運営する新法人の理事長予定者と副理事長予定者が内定し、また、新病院名が決定されました。

今回は、新法人の理事長、理事会等についてQ&Aでお知らせします。

統合再編Q&A

問 理事会の構成は、どうなりますか。また、監事の役割は何ですか。

答 来年4月1日に設立される「地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構」の理事会は、理事長と副理事長、理事で構成され、



法人が定める年度計画や予算の作成・執行等について審議する機関として設置されます。また、監事は業務を監査し、必要があるときは理事長や設立団体の長に意見を提出することができますとともに、理事会に出席して意見を述べることもできます。

問 理事長にはどのような権限があるのですか。

答 法人の理事長は、地方独立行政法人が行う業務および事業に関して高度な知識、経験を有する者または、地方独立行政法人が行う事務および事業を適正かつ効率的に運営することができる者のうちから、設立団体の長が任命します（今回の場合は、市長と知事が協議の上、知事が任命）。理事長は、その地方独立行政法人を代表し、その業務のすべてを取りまとめ、経営全般についての権限を持ち、法人の役員を任命する権限があります。

設立団体の長は、理事長の職務の執行が適切でないため、当該地方独立行政法人の業務が悪化した場合などには理事長を解任することができます。

問 理事長と病院長は違うのですか。

答 病院長は理事長が任命します。病院長は理事長の指揮のもと、理事長と連携して病院の運営に当たります。理事長等が病院長を兼ねることができ、他の地方独立行政法人でも兼務している例があります。

問 地域で抱えている医療の課題は何ですか。それらの課題の解決に統合再編および地方独立行政法人がどう役立つのでしょうか。

答 庄内地域の課題としては、人口減、医師不足、三次救急医療機能の整備やがん診療機能の強化、市立酒田病院の改築、県立日本海病院と市立酒田病院の診療機能の重複などがあります。

地域の限られた医療資源を効果的に活用していくためには、医師をはじめとしたスタッフや診療機能の分担だけでなく、統合再編に

より医療機能を集約化し、診療機能をこれまで以上に高めていく必要があります。

また、医療を取り巻く環境は、今後も激変することが想定され、病院もこれに的確に対応していく必要があります。そのためには、政策医療の実施を確保しつつも、法人自らの判断により病院を経営できることが重要になります。地域医療の課題についても、設立団体（市と県）が示す中期目標に織り込むこととしており、それに基づき法人が定める中期計画のもと、自らの判断で、それらの課題についても迅速に解決して、病院を経営することが可能となります。

出前講座をご利用ください

統合再編についての出前講座を実施しています。開催希望日の2週間前までに、直接またはファクシミリ、Eメールで市まちづくり推進課地域づくり係 ☎26-5725 FAX 26-3688、Eメール machi@city.sakatag.jp へ申し込んでください。